

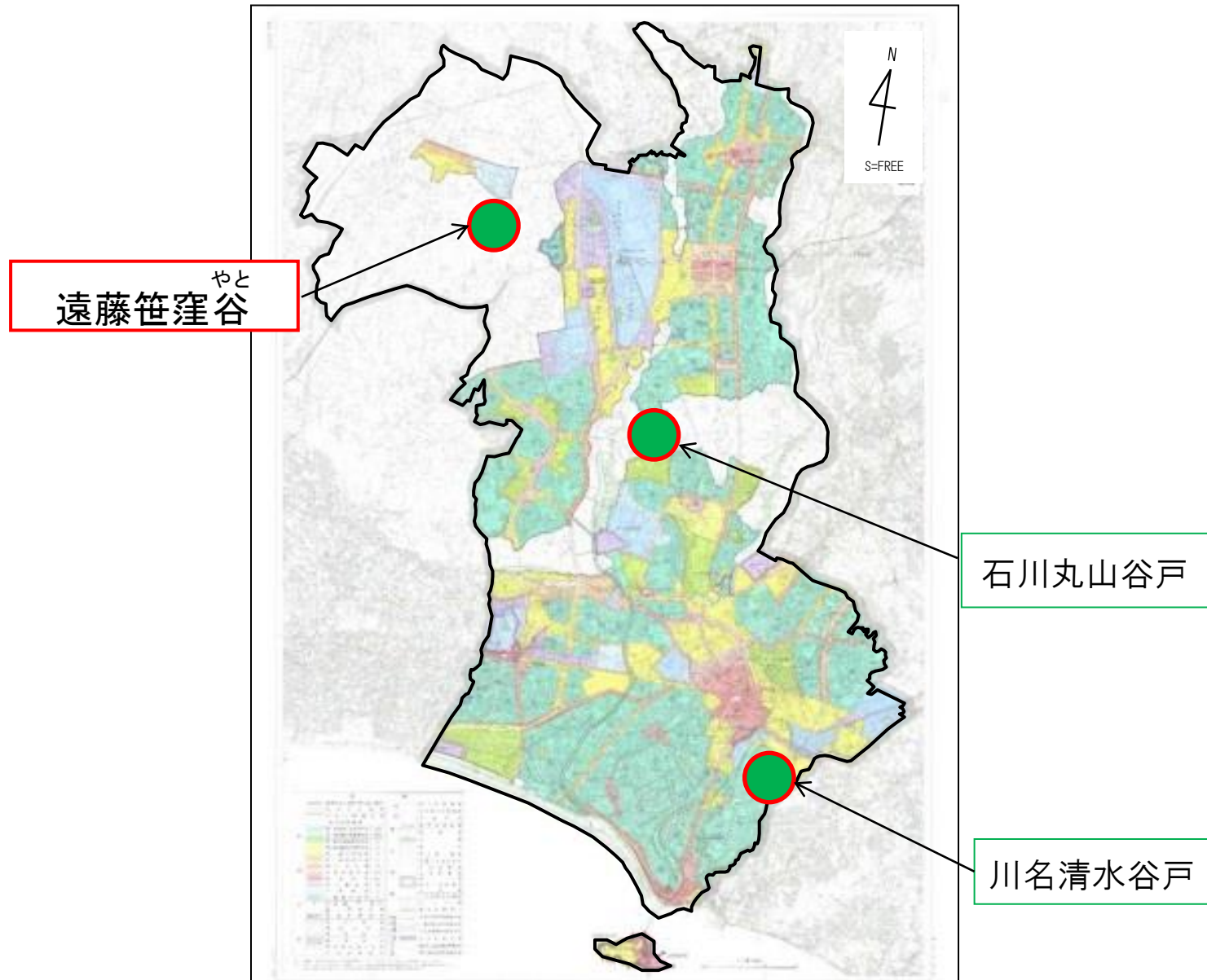
報告事項2

藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について

藤沢都市計画特別緑地保全地区
遠藤笹窪特別緑地保全地区（藤沢市決定）

位置図（藤沢市三大谷戸）

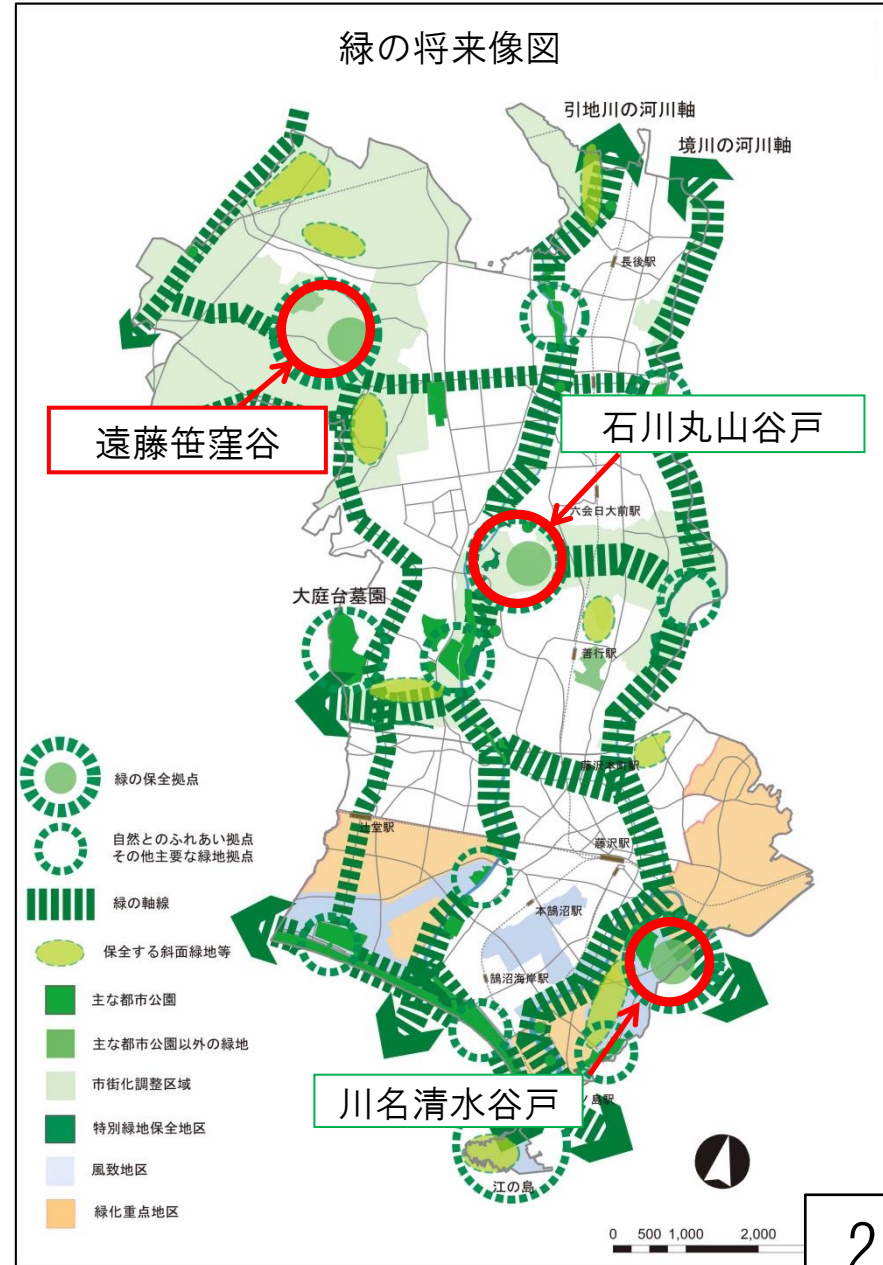
■ 緑の保全拠点である藤沢市三大谷戸



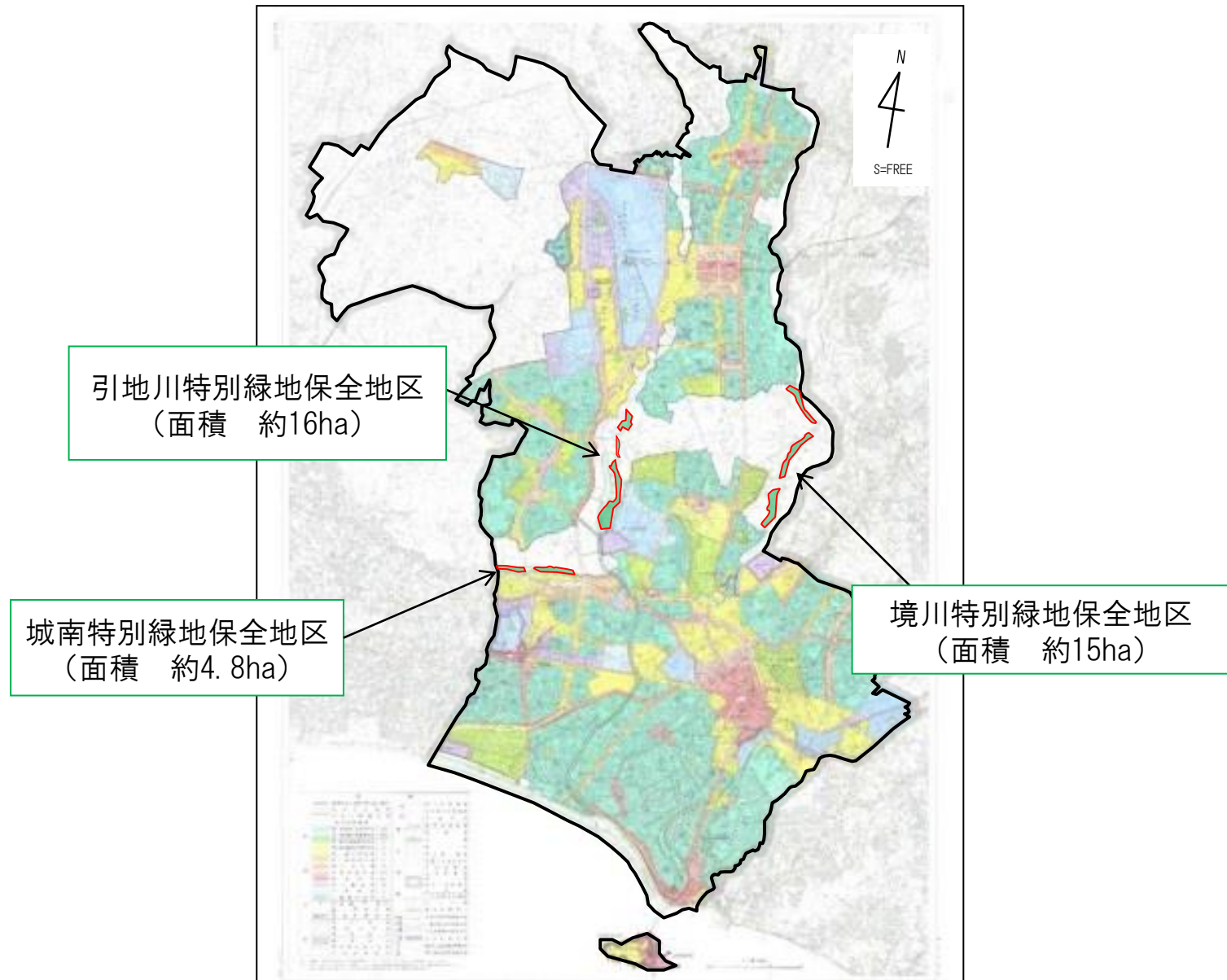
計画上の位置づけ

■ 藤沢市緑の基本計画

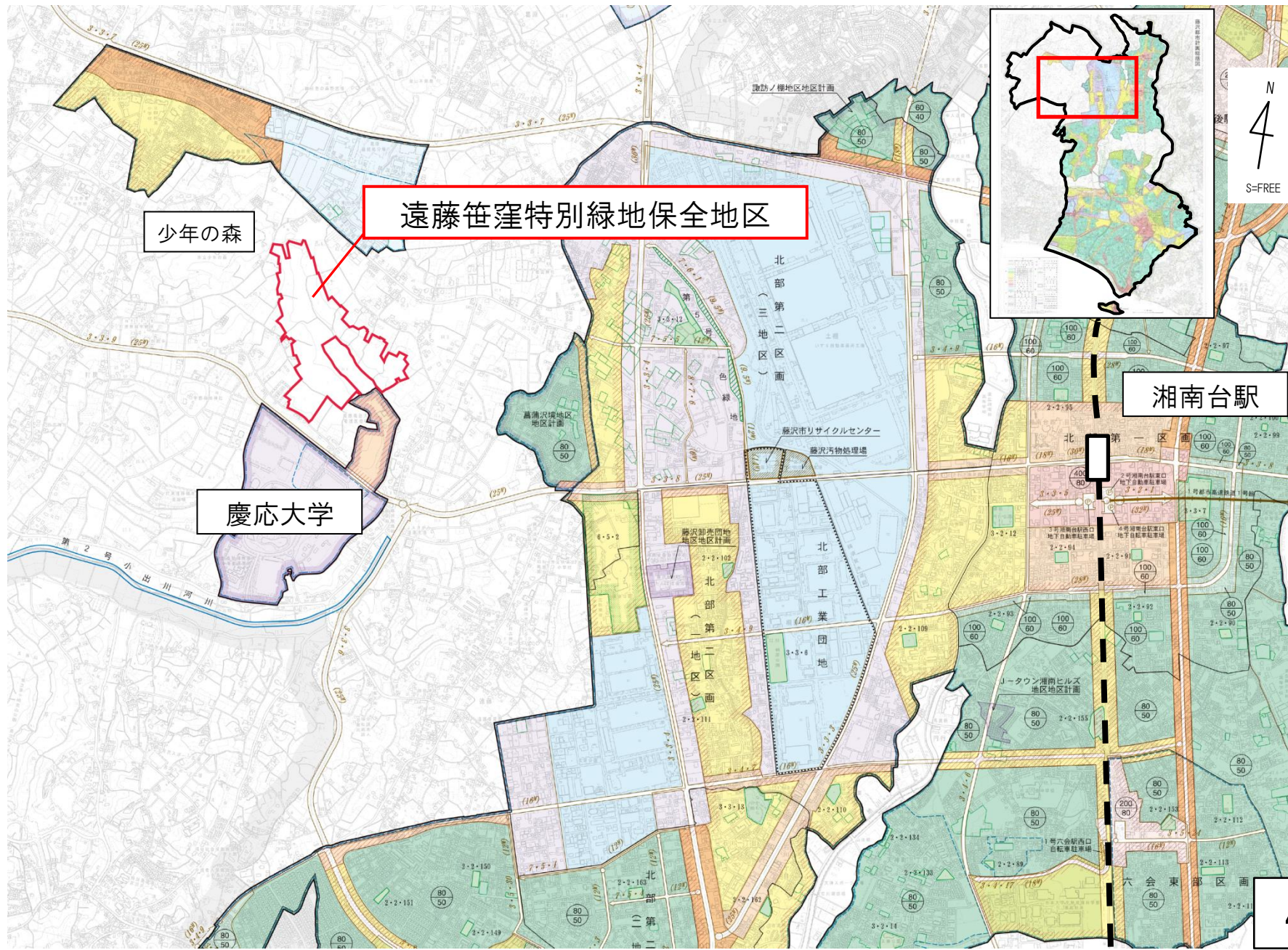
- 三大谷戸を緑の保全拠点と位置づけ、優先的に保全を図るものとしている。
- 遠藤笹窪^{やと}谷について、貴重な谷戸環境や緑地空間を保全しつつ、自然環境の保全・再生・活用などの計画を進めるものとしている。



位置図（特別緑地保全地区）



位置図



区 域 図 (案)



少年の森

遠藤笹窪特別緑地保全地区

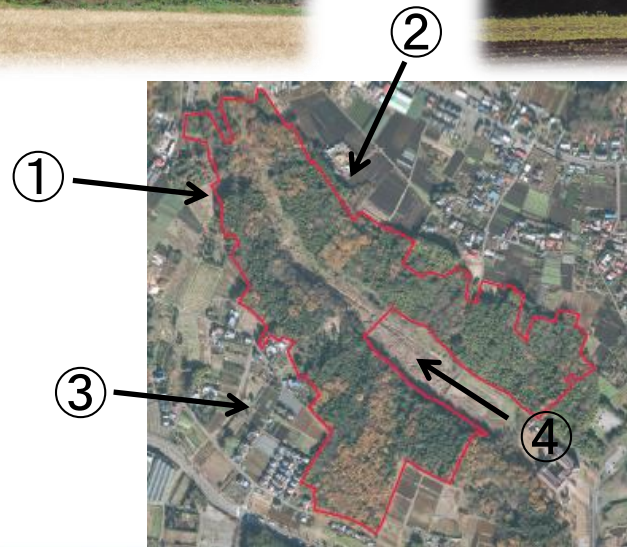
都市公園 (予定)

慶応義塾大学
看護医療学部

慶応義塾大学
湘南藤沢キャンパス

名 称	面 積	備 考
遠藤笹窪 特別緑地保全地区	約20ha	

区域の概要



■ 区域の状況

- 谷戸底となる中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林から構成される。
- 豊かな自然環境により里山里地景観が形成され、多様な動植物が生息・生育している。



遠藤笹窪の自然環境を将来にわたって引き継いでいくために、特別緑地保全地区に指定することで法的に担保性を持たせる。

特別緑地保全地区の制度について

■ 制度の目的

風致または景観が優れているなど一定の要件に該当する緑地を都市計画に定めることで、樹木の伐採など緑地の保全上支障となる行為を制限し、都市の良好な自然環境を形成する緑地の保全を図る。

■ 指定の要件

- 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- 当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもので、次のいずれかに該当するもの
 - 風致又は景観が優れているもの
 - 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

特別緑地保全地区の制度について

■ 現状で想定される緑地保全上支障となる行為

当該地は市街化調整区域であるため、宅地開発などに制限がかかるものの、次の行為などについては制限がない。

- 建築物の伴わない土地の造成
（例）駐車場利用など
- 樹木の伐採



特別緑地保全地区に指定することでこれらの緑地の保全上支障となる行為について一定の制限を行うことが可能になる。